

外環事業に伴う大泉ジャンクション周辺地区安全対策等連絡会 会則

(名称)

第1条 この連絡会の名称を「外環事業に伴う大泉ジャンクション周辺地区安全対策等連絡会」とする。

(目的)

第2条 練馬区大泉ジャンクション周辺における外環の工事中の地域の安全確保および安全対策等について、地域住民等への情報提供や意見交換を目的とする。

(実施内容)

第3条 連絡会は、外環の工事中の安全確保および安全対策を基本的な内容とする。

(組織)

第4条 連絡会は、別表1に掲げる大泉ジャンクション周辺地域における町会、小中学校PTAの代表者等(1名程度)からなる構成員により組織する。

2 別表1に掲げる代表者は、各団体から推薦を受けた者も含む。

3 連絡会の事務局等の構成は、別表2に掲げるものとする。

4 オブザーバーは、説明、質問に対応することができる。

(任期)

第5条 構成員の任期は、原則として、東京外かく環状道路(関越~東名)の供用開始をもって終わる。

(会議の開催等)

第6条 工事の進捗状況等に応じて、事務局等は、構成員を招集し会議を開催することができる。

2 構成員の招集は、共同事務局が連絡事務を行う。

3 事務局は、会議の進行に著しく支障をきたす行為があった場合、その行為を行った者を退出させることができる。

(その他)

第7条 この会則に定めのない事項については、必要に応じ、連絡会で協議し定める。

付則

この会則は、平成28年6月27日から施行する。